

第 35 回近畿弁護士会連合会大会シンポジウム
(第 2 分科会)

「ようわからん」では済まされない!!

——刑事司法IT化の光と影

刑事手続のデジタル化が急速に現実味を帯びてきた。紙による情報の伝達・保存と直接・対面主義を原則とする従来の実務から一転、法務省が2021年3月に設置した「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」は、「書類の電子データ化、発受のオンライン化」と「捜査・公判における手続の非対面・遠隔化」をテーマに掲げる。令状の請求・発付・執行、証拠の収集と開示、取調べ、接見、公判審理等、刑事手続全般にわたるIT導入の可能性を検討項目に挙げる。新型コロナ禍に端を発したリモートワークの拡大とデジタル政府を標榜する現内閣の指針が相まって、刑事司法システムは変革を迫られている。先行する民事裁判のデジタル化に追いつけとばかり、急ピッチの検討が進む。

刑事手続のデジタル化は日本の硬直的な刑事司法を改革する契機となりうる。一方、弁護士の側では、刑事手続のデジタル化が何をもたらすのか、どのようなものであるべきか、明確なイメージは共有されていない。

検察官の犯罪立証を弾劾するため、被告人が膨大な紙媒体を自己負担でコピーしなければならない不合理的を解消する好機である。拘束されている被疑者・被告人と弁護人のコミュニケーションが、場所や時間などの物理的制約にとらわれず実現できる。より柔軟な釈放・保釈を実現するためにもIT技術は有用である。他方、データ証拠の収集が際限なく拡大すれば、重大なプライバシー侵害を招く。オンライン尋問が常態となれば直接主義・口頭主義は形骸化する。

IT技術は諸刃の剣である。利便性や効率性と引き換えに人権をおびやかすことがある。手続のデジタル化がかえって手続保障を損なうこともありうる。

本シンポジウムでは、利便性・生産性の向上をうたい文句に検討が進む刑事手続IT化の実態を探る。被疑者・被告人の権利保護に役立つか否かを軸に、光の側面だけではなく、人権保障が後退し得る負の側面もあぶり出す。刑事手続のデジタル化を通じていかなる価値を実現すべきか、また、どのような手続の形が真に望まれるか、被疑者・被告人の人権と利益を守る刑事弁護の立場から刑事手続デジタル化に臨む基本的な視座・指針を探り、提言する。

開催日：2021年11月19日（金）12時30分～15時

場所等：Zoomウェビナーによるオンライン開催

（要事前申込※お申し込み方法は裏面をご確認ください。）

プログラム(予定)

◆基調報告

指宿 信 氏（成城大学教授）

◆パネルディスカッション

パネリスト

指宿 信 氏（成城大学教授）

斎藤 司 氏（龍谷大学教授）

田岡 直博 弁護士（日弁連刑事調査室嘱託・香川県弁護士会 会員）

山本 了宣 弁護士（大阪弁護士会 会員）

コーディネーター

水谷 恭史 弁護士（大阪弁護士会 会員）

川辻 哲也 弁護士（奈良弁護士会 会員）

第 35 回近畿弁護士会連合会大会シンポジウム
(第 2 分科会)

「ようわからん」では済まされない!!
——刑事司法IT化の光と影

【開催形式】 Zoomウェビナーによるオンライン開催
(要事前申込)

【定 員】 450名

【参加費】 無料

【申込方法】 下記 URL または QR コードよりお申し込みください。
※お申込み後、Zoomウェビナー参加に関する確認メールが届きます
ので、必ずご確認下さい。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_Gigh7JJ5QaqiPVOB98zpbg



【申込締切】 2021年11月12日(金)

【お問合せ先】

近畿弁護士会連合会 刑事弁護委員会 事務局(藤澤)
TEL: 06-6364-1227

シンポジウムに参加される方へ

- 当日、何らかの理由で通信が中断し復旧困難となった場合、やむを得ずシンポジウムを中止する可能性があります(目安として10分以上配信不能となった場合)。
- 視聴者のPC環境・通信状況等の不具合について、当会では責任を負わず、Zoomの利用方法等についてのサポート対応等も行いかねますので予めご了承ください。
- 配信内容の撮影は禁止です。